等管理等重 ガイドブツ

2023(令和5)年度

Guidebook for Foreign Students

- 在留資格
- 資格外活動
- 健康管理
- 経済支援奨学金
- 留学生のための行事
- ○福岡大学留学生会
- 国際交流ボランティア
- $\bigcirc Q&A$



福岡大學

目 次

はじ	bめに ······	1
1.	令和5年度 学年ごよみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	国際センター事務室について(窓口時間ほか)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	在留資格等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 在留資格の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 在留期間の更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(3) 再入国の許可 (一時出国)	10
	(4) 福岡出入国在留管理局の案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4.	資格外活動(アルバイト)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5.	健康管理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1)健康管理	20
	(2) 国民健康保険	21
	(3) 国民年金 ······	22
6.	経済支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1) 奨学金制度(福岡大学私費外国人留学生奨学金、その他)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(2) 福岡大学外国人留学生授業料減免制度 ·····	31
7.	住居について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(1)一般のマンション・アパート・下宿・間貸し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
8.	国際センターが実施する留学生のための行事について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(1) 留学生向けの講演会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(2) 外国人留学生懇談会	33
	(3) 留学生と地域との交流 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(4) 留学生研修旅行 ·····	34
9.	福岡大学外国人留学生会(愛好会)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
10.	福岡大学国際交流学生ボランティア(FIT)募集について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
11.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(1) 関係事務室・事務窓口案内	38
	(2) 授業時間割・休講および補講・出席の確認・教室の表示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	(3) 令和5年度 学部留学生の外国語科目時間割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	(4) 外国人相談窓口	43
		43
		47
12.	Q&A	48

はじめに

留学生のみなさん

この「学部留学生ガイドブック」は、福岡大学で勉強するみなさんに必要な情報を集めたものです。すでに福岡での生活が長く福岡大学のことをよく知っている人にも、入学したばかりで生活のこと、勉学のことに不安を持っている人にもきっと役に立つガイドブックです。

在留資格に関わる手続きのこと、アルバイトのこと、奨学金のこと、病気やけがをしたときの医療保険制度のことなど、留学生が知っておかなければならないことや、皆さんがよく疑問に思うことなどをわかりやすく載せていますので、いつも手元において知りたいことがあったり、疑問に思うことがあったら、まずこのガイドブックを開いてみてください。

また、このような情報も載せてほしいといった「学部留学生ガイドブック」に対する要望がありましたら、ぜひ国際センター事務室まで意見をお寄せください。みなさんが有意義な留学生活を過ごすことができるよう、情報満載でもっと役に立つガイドブックを今後作成していきたいと思います。

最後にみなさんが福岡大学で実り多い留学生活を過ごされることを祈念するとともに、この「学部留学生ガイドブック」が、みなさんの大学生活の一助となることを願っています。

2023年4月

福岡大学国際センター

1. 令和5年度 学年ごよみ

前 期(4月1日~9月13日)

入学式 4月1日(土) 新入生オリエンテーション 4月1日(土)

教務部関係(履修登録指導ガイダンス) 4月2日(日)(学科によっては動画視聴)

学生部関係 (学部指導懇談会) 4月6日(木)~4月10日(月)

制限科目登録 4月 3日(月)

新入生履修登録 4月 4日(火)~4月 5日(水) 定期健康診断 4月7日(金)~6月16日(金)

前期授業開始 4月11日(火) 新入生歓迎ピクニック 4月23日(日) 創立記念日 5月21日(日) 前期授業終了 7月24日(月)

7月25日(火)~8月3日(木) 前期定期試験(予備日を含む) 夏季休業 8月4日(金)~9月13日(水) 9月6日(水)~9月8日(金) 後期履修登録変更期間

後 期(9月14日~3月31日)

9月14日(木) 後期授業開始

学園祭(七隈祭・医学祭・雅祭) 11月 3日(金)~11月 5日(日) 冬季休業 12月27日(水)~ 1月4日(木)

1月9日(火) 後期授業再開 後期授業終了 1月16日(火)

1月17日(水)~ 1月27日(土) 後期定期試験(予備日を含む)

4年次生等成績発表開始 2月14日(水) 医学部医学科第1学年成績発表開始 2月14日(水)

2月22日(木)~ 2月29日(木) 追・再試験

1~3年次生成績発表開始 3月14日(木) ※対象学部や年次は掲示板やFUポータルで確認すること。 た業卒 3月19日(火)

3月21日(木)~ 3月29日(金) 在学生科目登録受付

※学部・学科によりスケジュールが決まっているので、詳細は令和5年度学修ガイド「履 修の手引」および「Web履修登録の手引」を参照すること。スケジュールは、FUポー タルでも知らせるので注意すること。

※前期試験期間中の土曜日は試験を実施する。

	補講日	商学部第二部を除く学部	
	指定する土曜日	指定する週(6時限のみ)	前・後期試験前の指定する日
前期	5月27日(1~5限) 6月24日(1~5限) 7月22日(1~5限)	5月22日(月) ~ 26日(金) 6月19日(月) ~ 23日(金) 7月 3日(月) ~ 7日(金) 7月10日(月) ~ 14日(金)	7月24日(月)(1~5限)
後期	11月11日(1~5限) 12月16日(1~5限)	10月23日(月) ~ 27日(金) 11月13日(月) ~ 17日(金) 12月11日(月) ~ 15日(金)	1月11日(木) 1月16日(火)

振替授業日

7月18日(火) に月曜日の振替授業を実施する。 1月 9日(火) に月曜日の振替授業を実施する。

※医学部医学科(第2学年以上)については、上表と異なる部分があるので「教育要項」を参照のこと。

2. 国際センター事務室について

留学生の皆さんは、文化、習慣、言語など母国とは異なった生活環境の中で、これから大学生活を送ることになります。しっかりとした目標を持ち、何事にも積極的に行動して専門知識の習得に励んでください。また、勉学はもちろんのことですが、教職員、日本人学生や地域住民との交流も大いに深め、留学生活を楽しく充実したものにしてください。

皆さんが快適な大学生活を過ごし、留学の目的が達成されることを願っています。 勉学上のことは各学部事務室、生活上のことは学生課へ相談してください。それで もわからないことや困ったことがあれば、遠慮なく国際センター事務室に相談してく ださい。

- ①住所や保証人など、何か身のまわりに変更が生じた場合は、必ず国際センター事務室 へ知らせてください。また、住所や電話番号などの変更はFUポータルWEBプロ フィールで直接みなさんが変更・訂正してください。
- ②国際センター事務室には資料コーナーがあり、種々の情報誌を置いています。自由に 閲覧できますので、気軽に利用してください。(留学ジャーナル、JAPAN TIMESなど)

(1) 大学からの連絡方法について

皆さんへの連絡事項については、FUポータルと掲示板で行われます。

FUポータルや公式ウェブサイトは、1日に1回はアクセスしましょう。また、携帯電話に 転送することもおすすめします。中央掲示板(A棟西側)には、全学部共通、人文学部、法 学部、経済学部、国際センターおよび各事務室のものがあります。この他、商学部は2号館 ロビー、理系学部は各学部事務室の建物前またはロビー、国際センター事務室の内外にも掲 示をしますので、大学に来た時には必ず掲示板を見るように心がけてください。

(2) 国際センター事務室窓口時間・事務休業日

	事務室窓口時間
平日	8:50~16:50

事務休業日

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する日
- ・盆 休 業 8月11日(金)~21日(月)
- ・年末年始休業 12月27日(水)

~1月 4日(木)

(3) 国際センター事務室連絡先

住 所 福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号

(中央図書館棟6階)

電 話 092-871-6631 (内線2163 ~ 2164)

電子メールアドレス kokusai@adm.fukuoka-u.ac.jp

3. 在留資格等について

みなさんは大学で教育を受けるという目的で日本での滞在が許可されており、日本 に滞在する間は、「出入国管理及び難民認定法」に従い、以下のような手続きを行う 必要があります。これらの手続きは留学生としての身分を保証するために大切なもの ですからよく注意して間違いのないようにしてください。

これらの手続きを怠ると取り調べを受けたり、また、強制退去の対象となることがありますので、必ず手続きをしてください。

(1) 在留資格の変更

●他の在留資格から「留学」を取得する場合

大学に在籍する学部留学生の在留資格は「留学」です。「留学」を取得しなければ、授業料減免、奨学金等への申請ができなくなります。入学前に「家族滞在」などの在留資格によって在留していた方は「留学」に変更することをお勧めします。なお、個人の事情により「留学」への変更をしない留学生は、必ず国際センター事務室に申し出てください。

在留資格「留学」への変更申請をするためには、自分で用意する書類に加えて、国際センター 事務室が作成する書類が必要となります。以下の流れをよく確認して、手続きを進めてください。

	1	書類発行申込書 ※所定用紙はQRコードからダウンロード可能	
① 大学に書類 発行を	2	時間割表 ※所定用紙はQRコードからダウンロード可能	
依頼する	3	在留カードの両面コピー	
	4	パスポートのコピー (顔写真掲載ページおよび在留資格が確認できるページ)	
	5	在学延長理由書 ※標準就業年数を超える場合のみ提出	

書類を受け付けた後、在留資格変更許可申請書(所属機関等作成用)を作成します。書類の 準備には、約5日(土・日・祝日除く)ほどかかりますので、余裕をもって申請してください。



在留資格「留学」への変更に必要な以下の書類1~9を全て揃え、出入国在留管理庁で変更 申請をして下さい。

※出入国在留管理庁の審査の過程で1~9以外の資料を追加で求められる場合があります。

※証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

	1	在留資格変更許可申請書(申請人等作成用1,2および3) ※所定用紙は、出入国在留管理庁のホームページからダウンロード 可能
	2	在留資格変更許可申請書(所属機関等作成用1および2) ※上記①で大学が発行した書類
	3	顔写真(縦4cm×横3cm)1枚
② 出入国在留 管理庁に申請	4	新入生:入学学許可書 (コピーを提出し、原本を提示) 在学生:在学証明書 (原本を提出)
に行く	5	パスポート(提示のみ)
	6	在留カード(提示のみ)
	7	保険証(提示のみ)
	8	日本在留中の一切の経費の支弁能力を証明する書類 (適宜) ※本人(経費支弁者)の預金残高証明書、預金通帳の写し(直近1年分)等
	9	手数料 4,000円(収入印紙。変更が許可された時に払います。)



③新しい在留カードを受け取る

出入国管理庁より連絡があったら、パスポートと通知書をもって新しい在留カードを受け取りに行ってください。

※変更不許可となった場合、国際センター事務室まで速やかに連絡してください。



4国際センター事務室に新しい在留カードを提出する

新しい在留カードを受け取ったら、すぐに「新しい在留カード」と「パスポート」を国際センター事務室に提出してください。

※大学に新しい在留カードの情報が提出されていないと、法務省などの行政機関より、在籍確認があった際に、有効な在留資格を持って在留していることを説明することができません。また、**2か月を過ぎても提出がなかった場合、「所在不明者」として報告する場合があります。**

国際センター事務室からのお願い

留学生は全員、4月中に在留資格「留学」を証明する書類(パスポート・在留カード) および国民健康保険被保険者証を国際センター事務室に必ず持ってきてください。

●「(継続就職活動のための)特定活動」を取得する場合

大学を卒業 (修了) する在留資格「留学」を持つ留学生が、卒業前に日本で行っていた就職活動を卒業後も継続して行う場合は、在留資格「(継続就職活動のための) 特定活動」を取得する必要があります。

この在留資格で認定される在留期間は最長6か月で、1回の在留期間の更新が申請可能となり、1年間滞在することが可能です。はじめの6か月経過後に在留期間の延長申請を行う場合は、再度同じ手続きを行う必要があります。

※卒業後、在留資格「留学」のままで就職活動を継続することはできません。

※資格変更申請前に出国された場合、特定活動への変更はできません。

※個別申請により、週28時間以内の資格外活動が認められる場合があります。

	1	推薦願 ※所定用紙はQRコードからダウンロード可能
1	2	就職活動内容報告書(任意様式)
大学に 推薦状を	3	就職活動を行っていることを明らかにする資料
依頼する	4	今後の就職活動計画書(任意様式)
	5	経費支弁を立証する文書(任意様式)
	6	経費支弁を立証する資料

書類を受け付けた後、就職活動の実績を判断して推薦状を発行します。十分な就職活動の実績がない人に対しては推薦状を発行できない場合があります。在学中から、継続して就職活動を行っていることがわかる資料を記録として、きちんと残しておきましょう(企業とのやり取りメール、選考結果の通知、説明会参加資料など)。



在留資格「留学」への変更に必要な以下の書類1~8を全て揃え、出入国在留管理庁で変更 申請をして下さい。

※出入国在留管理庁の審査の過程で1~8以外の資料を追加で求められる場合があります。 ※証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

	1	在留資格変更許可申請書 ※所定用紙は、出入国在留管理庁のホームページからダウンロード 可能
② 出入国在留	2	顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚
管理庁に申請 に行く	3	パスポート(提示のみ)
1013 (4	在留カード(提示のみ)
	5	日本在留中の一切の経費の支弁能力を証明する書類 (適宜) ※本人(経費支弁者)の預金残高証明書、預金通帳の写し(直近1年分)等

2	6	卒業証書(コピー)または卒業証明書
出入国在留 管理庁に申請	7	推薦状
に行く	8	継続就職活動を行っていることを明らかにする資料(適宜)



③新しい在留カードを受け取る

出入国在留管理庁より連絡があったら、パスポートと通知書をもってすぐに新しい在留カードを受け取りに行ってください。

※変更不許可となった場合、国際センター事務室まで速やかに連絡してください。



4国際センター事務室に新しい在留カードを提出する

新しい在留カードを受け取ったら、すぐに「新しい在留カード」と「パスポート」を国際センター事務室に提出してください。

※就職先が決定した際、帰国する際には、速やかに国際センター事務室へ報告してください。

(2) 在留期間の更新

皆さんは「留学」という在留資格で、日本での在留が認められています。在留期間の更新は在留カードに記載されている満了日の<u>3か月前</u>から手続きが可能です満了日までに必ず出入国在留管理庁に行き、在留期間更新の手続きを行ってください。<u>満了日を1日でも過ぎてしまう</u>と不法滞在となります。

在留期間更新を申請するためには、自分で用意する書類に加えて、所属機関(国際センター 事務室)が作成する書類が必要となりますので、以下の流れをよく確認して、手続きを進めて ください。

	1	書類発行申込書 ※所定用紙はQRコードからダウンロード可能	
① 大学に 書類発行を	2	時間割表 ※所定用紙はQRコードからダウンロード可能	
依頼する	3	在留カードの両面コピー	
	4	パスポートのコピー (顔写真掲載ページおよび在留資格が確認できるページ)	
	5	在学延長理由書 ※標準修業年数を超える場合のみ提出	

書類を受け付けた後、在留期間更新許可申請書(所属機関等作成用)を作成します。書類の 準備には、約5日(土・日・祝日除く)ほどかかりますのでご注意ください。



在留期間更新に必要な以下の書類 $1\sim 10$ を全て揃え、出入国在留管理庁で更新申請をして下さい。

※出入国在留管理庁の審査の過程で $1\sim10$ 以外の資料を追加で求められる場合があります。 ※証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

	1	在留期間更新許可申請書(申請人等作成用1,2および3) ** (申請人等作成用1,2および3) ** (申請人用1,2および3) ** (申請人等作成用1,2および3)
② 出入国在留	2	在留期間更新許可申請書(所属機関等作成用1および2) ※上記①で大学が発行した書類
管理庁に申請 に行く	3	顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚
	4	パスポート(提示のみ)
	5	在留カード(提示のみ)
	6	在学証明書

	7	成績証明書*1
2	8	保険証(提示のみ)
出入国在留 管理庁に申請 に行く	9	日本在留中の一切の経費の支弁能力を証明する書類(適宜) ※本人(経費支弁者)の預金残高証明書、預金通帳のコピー (直近1年分)等
	10	手数料 4,000円(収入印紙。期間更新が許可された時に払います。)

※1 新入生の場合は、入学前に所属していた日本語学校・高校・大学などの成績証明書・出席率の証明書を提出 してください。



③新しい在留カードを受け取る

出入国在留管理庁より連絡があったら、パスポートと通知書をもってすぐに新しい在留カードを受け取りに行ってください。

※更新不許可となった場合、国際センター事務室まで速やかに連絡してください。

成績不良や修得単位数が極端に少ない場合、出入国在留管理庁による在留期間の更新が許可されないこともありますので、学業が疎かになることがないよう、日頃から十分に注意してください。



④国際センター事務室に新しい在留カードを提出する

新しい在留カードを受け取ったら、2週間以内に「新しい在留カード」と「パスポート」を 国際センター事務室に提出してください。

※大学に新しい在留カードの情報が提出されていないと、法務省などの行政機関より、在籍確認があった際に、<u>有</u> 効な在留資格を持って在留していることを説明することができません。また、**3か月を過ぎても提出が確認できなかった場合、「所在不明者」として出入国在留管理庁および、文部科学省へ報告する場合があります。**

(3) 再入国の許可(一時出国)

みなさんが母国に帰ったり、日本を離れて他国へ出国する際、出国後1年以内または在留期間満了日のいずれか早い方に再入国する場合は、出国前に再入国許可を取得する必要がありません。出国する際に、有効なパスポートおよび在留カードを提示し、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。また、再入国EDカードの「みなし再入国」による出国の意思表明欄に✓(チェック)してください。

ただし、1年以上を過ぎて日本へ再入国する場合は、「再入国許可」を得なければなりません。

★日本を出発する前に、国際センター事務室に【渡航届】〈12ページ参照〉を提出してください。 様式はQRコードからダウンロードできます。

入国審査手続(個人識別情報の提供義務化)の概要について

平成18年5月24日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、 テロの未然防止のための規定の整備が行われ、その一環として、入国審査時に個人識別情報 を利用したテロ対策が平成19年11月20日から実施されています。

この入国審査手続では、入国申請時に指紋及び顔写真の提供を受け、その後、入国審査官の審査を受けることになります。

個人識別情報の提供が義務付けられている外国人が、指紋又は顔写真の提供を拒否した場合は、日本への入国は許可されず、日本からの退去を命じられます。

(対象者)

下記の免除者を除き、日本に入国する外国人のほぼ全てが対象となります。

- (1) 特別永住者
- (2) 16歳未満の者
- (3) 「外交 | 又は「公用 | の在留資格に該当する活動を行おうとする者
- (4) 国の行政機関の長が招へいする者
- (5) (3)又は(4)に準ずる者として法務省令で定める者

(入国審査手続)

申請者の方には下記のとおりの手続を行っていただきます。

- ① 入国審査官に旅券、EDカード等を提出していただきます。
- ② 入国審査官から案内を受けた後、原則、両手の人差し指を指紋読取機器の上に置き、 電磁的に指紋情報を読み取らせていただきます。
- ③ 指紋読取機器の上部にあるカメラで顔写真の撮影を行っていただきます。
- ④ 入国審査官からインタビューを受けます。
- ⑤ 入国審査官から旅券等を受け取り、審査は終了します。
- ※ 長期休暇を利用して帰省や日本国外へ出国する場合は、必ず国際センター事務室に届け出てください。

届出日: 年 月 日

渡 航 届

以下の情報は、当人の渡航中における連絡および、在籍管理の目的でのみ使用します。

学籍番号					
氏 名					
現 住 所	(〒 −)				
電話番号					
e-mail	※CIS メール以外(任意)				
渡航目的					
渡 航 国					
滞在先住所	住所: 電 話 番 号:				
渡航日程	日本を出発する日: 日本へ入国する日:	年 年		日日	
渡航中の日本国内 緊急連絡先	氏 名: 本人との関係: 電 話 番 号:				
指導教員名*1	日本を一時離れることについて指導教員に	連絡していま	すか?→	はい・いい	ā
受給中の奨学金	有(奨学金名:)	・無
備 考					

記載した内容に変更が生じた場合は、必ず国際センター事務室までご連絡ください。

受付印

^{*1}大学院生・研究生のみ

(4) 福岡出入国在留管理局の案内



※駐車台数は限られておりますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

所在地	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 福岡第1法務総合庁舎					
電話番号•FAX	総務課	092-717-5420(代表)				
	会計課	092-717-5421				
	審查·管理部門	092-717-7595				
	審判部門	092-717-5423				
	警備部門	092-717-5424				
	西新分室 (留学·研修審部門)	092-831-4108 (留学担当) 092-831-4109 (技能実習担当)				

参考:法務省出入国在留管理庁のウェブサイトアドレス http://www.immi-moj.go.jp/

4. 資格外活動(アルバイト)

在留資格「留学」を有する留学生の皆さんは勉学を目的として来日していますので、本来は 就労が認められていません。しかし事情によりアルバイトをする必要がある場合に限り、出入 国在留管理局から許可を受け、学業に支障のない範囲で**週28時間以内**のアルバイトが認めら れます。なお、1年次生については、原則として前期試験の成績結果がわかる9月まではアル バイトを認めていません。これは大学生活を始めたばかりの皆さんに勉学に専念してもらい、 日本語学校とは全く違う大学での授業形態に早く慣れてもらうことを最優先すべきと考えるか らです。ただし、どうしてもアルバイトをしなければ経済的に支障がある場合は国際センター 事務室に相談してください。

アルバイトには職種や時間の制限がありますので、下記の事項については厳守してください。

(1) 事前の相談

皆さんが在学中にアルバイトを行なうためには様々なルールを守らなければなりません。 このルールを守らずにアルバイトを行なうと、卒業やビザ更新手続きに大きな支障を及ぼす ことがあります。

アルバイトを希望する方は、**アルバイトを見つける前に必ず国際センター事務室に相談してください。**

(2) 資格外活動報告書等および資格外活動許可書の提出

アルバイト先が決まったら、必ず資格外活動報告書・資格外活動確認書・アルバイト先のホームページ等情報を印刷添付して国際センター事務室に提出してください。

また、出入国在留管理局から資格外活動許可書を受け取ったら、その写しをとりますので 必ず国際センター事務室に提示してください。

(3) 注意事項

- ア. アルバイトの就労時間は夜10時までに制限しています。
- イ. アルバイトは職種が制限されています。(16ページ参照) なお、福岡大学では、**調理は衛生上の問題から許可していません。**
- ウ. 風俗営業等下記のアルバイトは法律により禁止されています。
 - ① 風適法第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動 例:客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルク ス以下の喫茶店・バーなど、麻雀屋・パチンコ屋・スロットマシン設置業な どで行うアルバイト
 - ② 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動

例:ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダル トショップなどで行うアルバイト

- ③ 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動 例:出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などに従事する アルバイト
- ④ 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動 例: インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト
- ⑤ 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動 例:いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト

- ⑥ 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動
 - 例:いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト
- エ.アルバイトを行なう際には、資格外活動許可書を必ず携帯してください。
- オ. アルバイトの有無、場所、職種、時間等に変更があった場合には速やかに国際センター 事務室に報告してください。
- カ、成績が不良の場合や欠席が多い場合はアルバイトを辞めてもらいます。
- キ. 奨学金を支給している学生(過去に支給した学生も含む)には、原則としてアルバイトを認めません。
- ク. 性行不良な学生には、アルバイトは認めません。
- ケ. 資格外活動許可で許される活動時間は1週について28時間以内です。 長期休業期間は1日8時間以内のアルバイトが可能ですが、学則に定められた次の期間とします。(ただし、1月29日~3月31日は休業期間ではありません。)
 - ・夏季休業 8月4日~9月13日
 - · 冬季休業 12月27日~1月4日
- ※過去に、上記の禁止されている職種のアルバイトに従事し、警察に摘発される事件が 起きています。

法律は遵守して、アルバイトをするように心がけてください。

アルバイト制限職種

職種による制限

- ① ボール盤、旋盤、裁断機、プレス、草刈機等、自動機械の助手を含むこれらの操作。
- ② 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱いまたはその周辺での助手を含むこれらの作業。ガソリンスタンドでの作業。
- ③ 自動車や単車等車両の運転または自転車で30kg以上の重量物の配達。
- ④ 線路内や交通頻繁な路上での作業。
- ⑤ 土木や水道工事等の現場作業。
- ⑥ 建築中や建物取壊現場での現場作業または残材片付作業。
- (7) 2 m以上の高所でのガラス拭き、器具取付等の作業。
- ⑧ 警備員、宿直、交通整理。
- ⑤ 農薬や劇薬等有害な薬物の取扱いを伴う作業または薬品等の臨床人体実験。
- ⑩ 特に高温度、低温度、粉塵、粉末、有毒ガス、騒音等の劣悪な環境下での作業。
- ① 無許可の街頭でのチラシ配り、ポスター貼り。露店、屋台等の売り子等。
- ② 不特定多数を対象とした、街頭や訪問による助手を含むこれらの調査または調査内容に問題のある助手を含む調査。スパイ行為やプライバシーに関する助手を含むこれらの調査。
- ③ 訪問販売や勧誘を目的とした集金業務。金融ローンやクレジットに関する信用調査または返 済督促業務。消費者金融業に関する一切の業務。
- (4) 開催中の競馬や競輪場等のギャンブル場内での現場作業。
- ⑤ バー、キャバレー、マージャン店、パチンコ店等の風俗営業法に基づく職種の現場作業。
- (16) 住み込みまたは深夜作業(22:00~翌日6:00)。
- ① 選挙の応援に関連する一切の業務。
- (18) 人命に関わることが予測される業務。
- ⑨ その他特に学生が関与する労働として社会的に好ましくないと判断されるもの。

労働条件による制限

- ① 労働条件が不明確なもの。
- ② 家庭教師派遣等の登録制のもの。
- ③ 就労中の事故に対し対象学生に負担を負わせるもの。
- ④ 最低保証のない出来高払いのもの。
- ⑤ 違約金や損害賠償を予定するもの。
- ⑥ 男女雇用機会均等法に抵触するもの。

その他の制限

- ① 学習塾の講師で経営実績が1年未満のもの。
- ② 対象学生に不利益な契約を求めるもの。
- ③ 対象学生を紹介しても、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの。
- ④ 人員の限定を条件とするもの。
- ⑤ 労働争議に介入するおそれのあるもの。
- ⑥ 営利職業斡旋業者への仲介斡旋。
- ⑦ マルチやネズミ講商法に関するもの。
- ⑧ 公序良俗に反すると認められるもの。

学生アルバイト情報ネットワーク ホームページより引用

外国人留学生の皆さんへ (アルバイトについての注意)

一部の留学生の犯罪により、留学ビザで許される範囲のアルバイトをしながら、 まじめに勉学に取り組んでいる多くの留学生が迷惑を被っています。

皆さんは、勉学を目的に来日し、本学に入学されています。本来は就労が認められていませんが、やむを得ない事情によりアルバイトをする必要がある場合に限り、 出入国在留管理局から許可を受け、学業に支障のない範囲でアルバイトが認められます。

アルバイトには、国の法律や大学の規則により職種や時間などの制限が設けられていることを再度確認した上で、アルバイトをする必要がある場合は、必ず事前に国際センター事務室に相談し指導を受けた上で、出入国在留管理庁へ資格外活動許可申請書を提出してください。

資格外活動の許可を取得することなく、又は許可の範囲を超えて専ら就労していると認められる場合は、退去強制事由に該当するほか、3年以内の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処せられることがあります。また、専ら就労していない場合であっても、資格外活動許可を取得することなく、又は許可の範囲を超えて就労していると認められた場合は、1年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処せられることがあります。交付された資格外活動許可を必ず国際センター事務室に提示すると共に資格外活動報告書および、資格外活動確認書(18,19ページ参照)を提出してください。(所定用紙はQRコードからもダウンロード可能)

なお、アルバイト先を変更した場合にも資格外活動報告書および、資格外活動確認書を提出しなくてはなりませんので、必ず国際センター事務室に申し出てください。この他、アルバイトを辞めた場合も国際センター事務室へ知らせてください。

また、資格外活動許可書を持っている方は有効期限が切れていないかどうか チェックしてみてください。在留期間の満了(査証が切れる)と同時に資格外活動 許可書も失効します。引き続きアルバイトをする予定の人は、査証を更新する時に、 改めて出入国在留管理庁に資格外活動の許可申請をしなければなりません。その際 にも国際センター事務室でアルバイトについて指導を受ける必要があるので、必ず 有効期限内に国際センター事務室に申し出てください。

皆さんが、本学の規則を守り、悪い誘惑に惑わされず、強い意志を持ち、勉学に励まれることを切望します。





資格外活動報告書

提出日 年 月 日

以下のとおり、資格外活動(アルバイト)を行なっていることを報告します。

学籍番号		氏	名			
携帯電話	.	E-mail				
【資格外活動許可】						
許可年月日年	月	日				
有効期限年	月	日				
【アルバイト先】						
名 称		PAR L. J. D.		TEL	··	
住 所						
業 種			責 任 者			
アルバイト期間	年 月	日	~		年	
勤 務 時 間	時 分	~	時	分	(週	時間)
アルバイトをする曜日	月・火	· 水	· 木	· 金	· ± ·	· 日
(該当する曜日を○で囲ん	でください)					
担 当 業 務 内 容						
						

※アルバイト先のホームページ等情報を印刷添付して国際センター事務室に提出すること

室長	室長補佐	係

資格外活動確認書

アルバイトには職種や時間の制限がありますが、下記の注意事項を理解していますか? (□に**√**を入れてください。)

1	資格外活動許可書を持っています。	口はい	□いいえ
<u>'</u>	許可年月日 <u>年月日</u> 有効期限 <u>年月日</u>		
2	別紙のアルバイト制限職種には該当しません。	口はい	□いいえ
3	夜10時までに制限されているアルバイトの就労時間を守ります。	口はい	□いいえ
4	調理はしません。	ロはい	□いいえ
5	業務委託契約型および無店舗型宅配サービス業のフードデリバリー(※)のアルバイトではありません。※Uber Eatsなど	口はい	□いいえ
6	法律で禁止されている風俗営業等のアルバイトはしません。	口はい	□いいえ
7	アルバイト時は資格外活動許可書を必ず携帯します。	口はい	□いいえ
8	アルバイトの有無、場所、職種、時間等に変更があった場合には速やかに国際センター事務室に報告します。	口はい	□いいえ
9	成績が不良の場合や欠席が多い場合はアルバイトを辞めます。	口はい	□いいえ
10	性行不良(※)な学生にはアルバイトは認められないことを知っています。 ※日頃の行いが良くないこと	口はい	□いいえ
11	アルバイトは週に28時間以内を守ります。	口はい	□いいえ
12	アルバイトをするときは日本の法律を守ります。	口はい	□いいえ

年	年月日	且						
			学籍番号()	氏名	()

室長	室長補佐	係

5. 健康管理について

(1)健康管理

皆さんが快適な学生生活を送るためには、健康であることが第一条件です。各自が十分健康 に注意し、少しでも具合が悪いと感じた時は、自分で判断せずに、医師の診察を受けるように してください。

①ヒューマンディベロップメントセンター (HDセンター)

皆さんがこれから大学生活を過ごしていく上で、さまざまな悩みが生じてくると思います。 HDセンターでは修学、対人関係、心理的な悩みなどについて、専門のカウンセラー(日本 人学生、留学生共通)が相談に応じます。相談内容は秘密を守ります。場所は学生部事務室 棟3階にあります。事前予約制です。

②定期健康診断

毎年4月から6月にかけて、全学生を対象に定期健康診断を実施します。病気の早期発見、早期治療が可能となりますので、必ず毎年受診してください。(健康診断書が奨学金申請・就職活動において必要になる場合があります)

受診の日時などはFUポータルでお知らせします。

③健康管理センター

定期健康診断の実施、病気やけがの応急処置、一般的な健康相談を行います。場所は本館 北側にあります。

④学生健康保険互助組合(学健)

皆さんは入学時に学生健康保険互助組合(学健)に加入しています(組合費は学費等納入金の第1期分に含まれています)。これにより、皆さんが支払った医療費について、一定額の医療補助を受けることができますので、活用してください。手続きは学生課で行います。

5学生教育研究災害傷害保険

全学生を対象に大学が保険料を負担し、大学での授業・行事の途中や休憩中、課外活動中などに起こった災害事故に対して保険金を支払います。手続きは学生課で行います。

⑥学生総合保障制度(学生総合保険)について(任意)

偶然の事故によるけが、他人にけがをさせたり他人の物をこわしたりした時、火災や爆発などの事故を起こした時、あなたが損害賠償をしなければならない場合があるかも知れません。このような時に備えて、学生総合保険があります。加入希望者は、保険相談コーナー(福大前バスターミナル内)で詳細を尋ねてください。

⑦福岡県内の医療に関する案内

福岡県内の医療機関の案内、日本の医療制度の案内、その他医療に関する事項についてご 案内します。(無料 ※但し、通話料は利用者の負担) ※事前登録は不要。 対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・クメール語・ミャンマー語・シンハラ語・モンゴル語・ヒンディー語・ベンガル語

対応時間:年中無休(24時間365日営業)

電話番号: 092-286-9595

以下のウェブサイトでは、対応言語を指定して福岡県内の医療機関を探すこともできます。 ふくおか医療情報ネット https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/

(2) 国民健康保険

①国民健康保険について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、国、地方自治体および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく医者にかかれることを目的とした医療保険制度です。日本に在留する留学生は、全員国民健康保険に加入することが義務づけられているだけでなく、留学生のみなさんの意思により、任意に脱退することもできません。特に、日本に来て国民健康保険に加入していなかった留学生が新規に加入しようとした場合、保険料金を来日した時期にさかのぼって支払わないといけなくなり、負担が大きくなりますので注意をしてください。国民健康保険に加入していれば、病気やけがをして医療機関で治療を受けたとき、治療費は、3割の負担ですみます。保険に加入するには、月々の保険料金を支払わなければなりません。国民健康保険加入後(また更新後)は、必ず保険証を国際センター事務室に提示してください。(毎年4月末日までに提示)

②保険加入の申請

加入の申請は、居住地の区役所または市役所等で受付けています。申請に必要な書類は次のとおりです。

- ア、在留カードまたはパスポート
- イ、キャッシュカード(保険料の納付方法は口座振替が原則です)
- ウ 学生証
- エ. マイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード(住所、氏名等の記載事項が住民票と一致している場合)、個人番号が記載された住民票のいずれか1点)

③国民健康保険料金の減額について

国民健康保険への加入にあたっては、月々保険料を支払わなければなりません。 無所得の外国人留学生に対して保険料の減額が行われています。

「国民健康保険所得報告書」の提出で保険料金の20%~70%が減額されます。 (居住地の区役所または市役所等に提出)

(3) 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。 留学生も対象になります。保険料の納付が困難な学生には、学生納付特例制度や免除制度がありますので、区役所または年金事務所で加入の手続きを行うと同時にこの制度の申請も行うと良いでしょう。申請には学生証の提示が必要です。

※学生納付特例制度

学部や大学院の正規学生は「学生納付特例制度」の対象となります。この制度は、学生の間は保険料の支払いを猶予してもらえる制度です。区役所または年金事務所で、申請することができます。

申請は原則として毎年必要です。免除等のサイクルは4月から翌3月の1年ごとです。

6. 経済支援について

(1) 奨学金制度(福岡大学私費外国人留学生奨学金、その他)

学部留学生を対象に本学独自の奨学金やその他文部科学省、地方公共団体や民間団体からの 奨学金があります。

①奨学金の募集

募集については、すべて掲示板とFUポータルでお知らせしますので、希望者は見落さないように注意してください。

②応募資格

基本的に奨学金は、学業成績や人物に優れ、かつ留学生活を続けていくために経済的な援助を必要とする留学生に対して支給されるものです。また、それぞれの奨学金には、さまざまな応募資格、条件、選考方法があります〈26~30ページ参照〉。

同時期に募集している奨学金に複数応募した場合は締切日の早いものから学内選考します。 締切日の早い奨学金に推薦されることが決まったら応募した他の奨学金は選考の対象になりません。

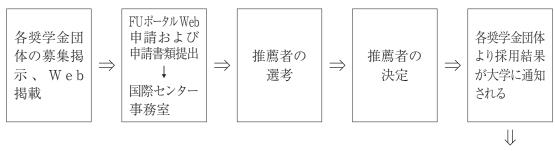
③推薦者の決定

応募者の中から、奨学金の推薦者については、各奨学金の選考基準に基づき、学業成績、 経済状況、出席状況など総合的に、公正かつ慎重に審査を行い、推薦者を決定します。

④奨学金受給者の決定

応募の結果については、各奨学金団体より合否の連絡を受け次第、掲示または直接本人宛 に通知します。ただし、不採用の理由等の問い合わせについては一切応じません。

⑤申請から採用決定までの流れ



※奨学金手続きについてはパソコンによるFU ポータルWeb申請と国際センター事務室へ の書類申請の**両方**が必要です。詳細について は掲示板でお知らせしますので、見落としの ないように気をつけてください。

採用決定者への通知、諸手続き の後、奨学金が支給される

ア. 福岡大学私費外国人留学生奨学金

①給付対象年次:1年次~4年次(薬学部および医学部医学科は1年次~6年次)

②給付金額:月額20,000円

③給 付 期 間:1年間(2023年4月から2024年3月まで)

④給付人数:25人程度

⑤選考について:1年次生は入学試験の成績、2年次生以上は学業成績(GPA)に基づき、

人物、経済状況など総合評価で選考します。

⑥募集時期:5月下旬(予定)

イ、福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費

①給付対象年次:1年次~4年次(薬学部および医学部医学科は1年次~6年次)

②給付対象者:東アジアを除くアジア諸国の国籍を有する者

③給付金額:月額20,000円

(4)給 付 期 間:1年間(2023年4月から2024年3月まで)

⑤給 付 人 数:10人程度

⑥選考について:1年次生は入学試験の成績、2年次生以上は学業成績(GPA)に基づき、

人物、経済状況など総合評価で選考します。

⑦募 集 時 期:5月下旬(予定)

ウ. 学外の各種団体奨学金 (令和4年度実績)

	奨 学 金 名	種別	支給月額 (円)	支給期間	受給資格 年 次	募集時期		推薦 者数	採用決定時 期	採用実績(人)
1	文部科学省外国人留学生学習奨励費(日本留学試験成績優秀者予約枠)	給付	48,000	1年間	予約者 (春季入学)	予約者のみ 5月に推薦	1	1	6月上旬	1
2	(公財) ロータリー米山記念 奨学会奨学金	給付	100,000	2年間	3~4年	前年度8月	1	1	12月中旬 ~2月初旬	0
3	(公財)平和中島財団外国人 留学生奨学金	給付	100,000	1年間	3~4年	前年度8月	1	1	前年度 3月	0
4	(公財)吉川育英会	給付	50,000	2年間	3~4年	4月	2	0	5月下旬	0
5	(公財)大成建設外国人 留学生奨学金	給付	150,000	標準就業 年限まで (最長4年間)	1~4年 (工学部建築 学科のみ)	前年度9月	0	0	前年度 2月	0
6	(一財)田坂育英基金奨学金	給付	50,000	1年間	3~4年	前年度10月	3	3	前年度 2月下旬	1
7	(一財)共立国際交流奨学財団奨学金	給付	100,000	1 年間 1 年間	2~3年	前年度11月	2	1	前年度 3月上旬	0
8	(公財)安田奨学財団奨学金	給付	100,000	3年間	2年 (法・経済・ 商学部のみ)	前年度 12月	2	1	3月下旬	0
9	(公財)朝鮮奨学会奨学金	給付	25,000	1 年間	2~4年	3月	0	0	7月	0
10	(公財)安田奨学財団奨学金 スポーツ枠	給付	100,000	最短修業 年限終期	1~3年	2月	0	0	6月中旬	0
11	(公財)福岡県国際交流センター 福岡アジア留学生里親奨学金	給付	20,000	1年間	1~4年	5月	2	2	随時	2
12	(公財)福岡よかトピア国際交流財団 福岡市国際財団奨学金奨学金	給付	年額 600,000	4年間	1~4年	4月	5	1	6月下旬	0
13	(公財)福岡よかトピア国際交流財団 太田シヅミ留学生育英奨学金	給付	年額 500,000	1年間	1~4年	4月	0	0	7月中旬	0
14	(公財)福岡よかトピア国際交流財団 福岡市職員留学生育英奨学金	給付	年額 500,000	1 年間	1~4年	4月	0	0	7月中旬	0
15	(公財)福岡よかトピア国際交流財団 八頭司留学生育英奨学金	給付	年額 500,000	1年間	1~4年	4月	1	1	7月中旬	0
16	(公財)日本国際教育支援協会JEES留学生奨学金(修学)	給付	40,000	2年間	2~4年	4月	0	0	8月	0
17	(公財)日本国際教育支援 協会JEES留学生奨学金 (少数受入国)	給付	50,000	2年間	1~4年	4月	0	0	8月	0
18	(公財)日本国際教育支援 協会JEES留学生奨学金 (コロナ対応特別枠)	給付	一時金 100,000	2年間	2~4年	4月	0	0	8月	0

[※]各種奨学金の応募時期は、昨年の実績を載せています。奨学金団体の事情により、募集時期の変更や募集休止となることがあります。

[※] 原則として福岡大学学部留学生における奨学金の併給はできません。

各種奨学金の応募資格および選考の条件(令和4年度奨学生の募集分を示す)

1. 文部科学省外国人留学生学習奨励費

- ①学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学に困難がある者。
- ②前年度の成績評価係数 (GPA) が2.30以上 (3.00満点) であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。
- (3)語学能力の水準が、独立行政法人日本学生支援機構の定める水準に該当する者。
- ④学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。
- ⑤仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない)。
- ⑥在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
- ⑦学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者ではないこと。
- ⑧機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

※令和4年度は予約枠の推薦のみ。一般枠の募集はなし。

2. (公財) ロータリー米山記念奨学会奨学金

- ①学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐え うる健全な者。
- ②2022年4月に学部課程3・4年(医学部は5・6年)に在籍する者。
- ③1977年4月2日以降に生まれた者(45歳未満の者)。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。

3. (公財) 平和中島財団外国人留学生奨学金

- ①学業、人物ともに優れている者。
- ②最短修業年限を超える者は対象としない。
- ③本財団奨学金を受給した者は対象としない。
- ④在留資格「留学」である者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生は対象外。

4. (公財) 吉川育英会

- ①アジア諸国の国籍を有し、原則として単身で来日している私費留学生。
- ②福岡県内に所在する大学に籍を置き、福岡県内に居住している留学生。
- ③大学院生又は学部生の3年次生か4年次生であり、2年間給付継続可能な留学生。
- ④特に経済的援助を必要とする者。
- ⑤学業、人物共に優秀であり、且つ健康で有る者。
- ⑥原則として他より奨学金を受けていない者。
- (7)国際問題及び地域交流に関心をもち、且つ貢献できる者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、応募対象者は2022年4月に3・4年次に在籍する者とします。

5. (公財) 大成建設外国人留学生奨学金

- ①ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマーの内いずれかの国籍を有し、在留資格が「留学」である者。
- ②工学分野のうち、建築、土木のいずれかの分野を専攻し、将来、建設業界において日本と出身国との間の技術 交流に貢献したいという意欲のある者。
- ③留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- ④心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- ⑤日本語による面接が可能な者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。

6. (一財) 田坂育英基金奨学金

- ①原則として単独で来日している私費留学生。
- ②特に経済的支援を必要とする者。
- ③学業、人物ともに優秀であり、且つ健康である者。
- ④原則として他より奨学金を受けていない者。
- ⑤国際問題及び地域交流に関心を持ち、且つ貢献できる者。
- ⑥日本語堪能なこと。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、応募対象者は2022年4月に3・4年次に在籍する者とします。

7. (一財) 共立国際交流奨学財団奨学金

- ①日本以外のアジア国籍を持つ者。
- ②人物、学問ともに優秀であり、志操堅実かつ健康である者。
- ③採用後、財団が指定する研修会への参加または報告書等の提出ができる者。
- ④2022年4月に2・3年次に在籍する者。
- ⑤2022年4月1日(金)の奨学金授与式に参加できる者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。

8. (公財) 安田奨学財団奨学金

①法学、経済学・経営学及び商学の分野の学部に学ぶ新2年次生。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。

9. (公財) 朝鮮奨学会奨学金

- ①韓国人 · 朝鮮人学生。
- ②学業成績が優良で学費の支弁が困難であり、他の給与奨学金を受給していない者。
- ③2022年4月1日現在、満30歳未満の者(継続応募者は除く)。
- ④学部1年生の学業成績は、高校3年次の成績評価値が5段階で原則3.2以上であること。
- ⑤学部2年生以上の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則2.7以上であること(GPA評価ではない)。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。

10. (公財) 安田奨学財団奨学金スポーツ枠

- ①専攻する学部・学科に拘らずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している者で、大学公認の運動部に所属し真 撃な取組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待できる者。
- ②大学推薦を受けられる者。
- ③上記の条件を満たす新入生および在学中の1年生、2年生、3年生。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

11. (公財) 福岡県国際交流センター 福岡アジア留学生里親奨学金

- ①アジア地域の国籍を有する者。また、「留学」の在留資格を有する者。
- ②心身共に健康な者。
- ③学業、人物共に優秀であり、地域との交流活動に積極的に参加する意欲のある者。
- ④学費の捻出が困難な者。
- ⑤この奨学金の趣旨を理解し、奨学金寄付者との交流を誠実に行う意欲のある者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

12. (公財) 福岡よかトピア国際交流財団 福岡市国際財団奨学金

- ①在留資格「留学」により、福岡市内の大学に留学する私費留学生。
- ②福岡で就職・創業を希望する人。
- ③日本語能力試験(JLPT) 3級以上の資格を持つ人、または同程度の資格や能力を持つ人。
- ④学業、人物ともに優秀である人。
- ⑤心身共に健康で、日本の法令を遵守し、不法行為をしない人。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況など総合的に審査を行い選考します。

13. (公財) 福岡よかトピア国際交流財団 太田シヅミ留学生育英奨学金

- ①在留資格「留学」により、福岡市内の大学に留学する私費留学生。
- ②国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない人。
- ③インドネシア・スリランカ・カンボジア・タイ・ネパール・バングラデシュ・東ティモール・ブータン・フィリピン・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオスの国籍を持つ人。
- ④他の奨学金を受給していない人。
- ⑤学業、人物ともに優秀である人。
- ⑥国際理解及び地域との交流に関心を持ち、奨学金創設者との交流に貢献できる人。
- ⑦勉学、生活資金の捻出が困難な人。
- ⑧心身共に健康で、日本の法令を遵守し、不法行為をしない人。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

14. (公財) 福岡よかトピア国際交流財団 福岡市職員留学生育英奨学金

- ①在留資格「留学」により、福岡市内の大学に留学する私費留学生。
- ②国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない人。

- ③トルコ以東のアジアの国々の国籍を持つ人。
- ④他の奨学金を受給している場合は、全ての受給奨学金の合計金額が国費留学生奨学金の金額(学部120,000円、修士147,000円、博士148,000円)を超えない人。
- ⑤学業、人物ともに優秀である人。
- ⑥国際理解及び地域との交流に関心を持ち、福岡市職員との交流に貢献できる人。
- (7)勉学、生活資金の捻出が困難な人。
- ⑧心身共に健康で、日本の法令を遵守し、不法行為をしない人。

本学の選者基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

15. (公財) 福岡よかトピア国際交流財団 八頭司留学生育英奨学金

- ①在留資格「留学」により、福岡市内の大学に留学する私費留学生。
- ②国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない人。
- ③インドネシア・カンボジア・スリランカ・タイ・バングラデシュ・フィリピン・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス・ネパールの国籍を持つ人。
- ④他の奨学金を受給している場合は、全ての受給奨学金の合計金額が国費留学生奨学金の金額(学部120,000円、修士147,000円、博士148,000円)を超えない人。
- ⑤学業、人物ともに優秀である人。
- ⑥国際理解及び地域との交流に関心を持ち、福岡市職員との交流に貢献できる人。
- (7)勉学、生活資金の捻出が困難な人。
- ⑧心身共に健康で、日本の法令を遵守し、不法行為をしない人。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新1年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

16. (公財) 日本国際教育支援協会 JEES 留学生奨学金 (修学)

- ①2022年4月に日本の大学の学士課程2年次以上、に正規生として在籍する私費外国人留学生。
- ②在留資格は「留学」である者。
- ③採用された場合の受給期間が2022年4月より1学年相当以上ある者。
- ④学業成績優秀(2021年度の成績評価係数2.60以上)である者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況など総合的に審査を行い選考します。

17. (公財)日本国際教育支援協会 JEES 留学生奨学金(少数受入国)

- ①私費外国人留学生のうち正規生として或いは大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき日本の大学に、 (ア)2022年4月に在籍する者。
 - (イ) 2022年度秋学期に入学予定の者。
- ②採用された場合の受給期間が1学年相当以上ある者。
- ③対象国・地域の出身者で、日本にいる間の在留資格が「留学」であること。
- ④上記に加え、ウクライナからの留学生、及び新型コロナウイルス感染症の入国制限措置により、渡日が極めて 困難であった国・地域からの留学生で、特段の支援が必要である者。
- ⑤本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]。
- ⑥ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。

- ⑦本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- ⑧支給開始時に在籍する(在籍予定の)大学の長の推薦を受けることができる者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況など総合的に審査を行い選考します。 なお、新一年次生の学業成績は、入学試験の成績を参考にします。

18. (公財) 日本国際教育支援協会 JEES 留学生奨学金 (コロナ対応特別枠)

- ①2022年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、日本の大学の学士課程2年次以上に正規生として 在籍する者。
- ②在留資格は「留学」である者。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。
- ④2022年度において、本協会が実施する他の奨学金を受給しない者。
- ⑤人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。
- ⑥2022年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

本学の選考基準

上記条件を本学の選考基準として、学業成績、経済状況など総合的に審査を行い選考します。

(2) 福岡大学外国人留学生授業料減免制度

この制度は、本学の外国人留学生で学業を継続する意志及び能力を有しながら経済的負担力に乏しく、授業料減免を希望する者に対し授業料を減免し、その負担を軽減することを目的としています。

① 対象となる者

- ・在留資格「留学」を有する私費留学生です。
- ・授業への出席日数、学業成績、経済状況などを考慮のうえ、対象者を決定します。

★ただし、次の者は原則として減免されません。

- ・出席状況が悪い者。
- ・前年度取得単位が20単位以下の者。
- ・4年次生(医学部医学科および薬学部薬学科は6年次生)で卒業見込みでない者。
- ・月額収入が13万円(医学部医学科は15万円)を超える者。
- ・留年した者。(ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く)
- ・休学中の者。

② 減免の内容

・学費等納入金のうち、授業料の30%を限度に減免します。

・更に成績優秀な者の20%追加減免について

1年次生は、学部留学生入学試験の成績が優秀な者、2年次生以上は、前年度の成績が優秀な者について、毎年選考のうえ、更に授業料の20%(医学部医学科の留学生については薬学部の授業料担当額の20%)を限度に減免します。成績優秀者が決定すれば、後期の授業料を減額して実施します。

参考: 令和4年度の20%追加減免者数 (実績)

年 次	減 免 者 数
1年次(22台)	5人
2年次(21台)	2人
3年次(20台)	4人
4年次(19台)	4人

③ 授業料減免の申請

減免申請書類は説明会で配布します。説明会の日程については、掲示やFUポータルでお知らせします。

減免を申請する人は国際センター事務室に申し込んでください。

④ 授業料減免の決定

申請受付後に所定の審査を行い、減免が決定されれば後期(10月下旬納期)で納入する金額を減額して実施します。

7. 住居について

(1) 一般のマンション・アパート・下宿・間貸し

入学後の住居については、通学のための交通費削減(自転車や徒歩での通学)や勉強の時間 を確保するため、大学近辺のアパートなどをお勧めします。

60周年記念館(ヘリオス) 2階の(株)学生情報センター福大ヘリオス店(ナジック)では、大学近辺のマンション、アパート、下宿、間貸しの紹介をおこなっています。福大ヘリオス店に登録されている物件は、教育的な配慮から大学の定めた条件を満たす物件に限定していますので、積極的に利用してください。



60周年記念館(ヘリオス)

(株) 学生情報センター福大へリオス店 (ナジック)

福岡大学60周年記念館(ヘリオス)2階

TEL: 092-874-7749 FAX: 092-865-8833

フリーダイヤル: 0120-749-198 URL: http://749.jp/store/helios/



8. 国際センターが実施する留学生のための行事について

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、変更・中止となる場合もあります。

(1) 留学生向けの講演会

異文化での生活でさまざまなストレスにさらされている外国 人留学生が、留学の成果をあげるためのメンタルヘルスケアの 一環として講演会を実施します。 講演会テーマは「異文化スト レスとそのつきあい方」です。



(2) 外国人留学生懇談会

新入生については、4月に関係教職員との親睦を深める機会として懇談会を開催します。

また、毎年12月に、国際センター委員、指導教授や関係教職員を交えての外国人留学生懇談会を実施しています。







(3) 留学生と地域との交流

留学生の皆さんが地域の小・中・高等学校等の行事に参加することは、日本文化を理解する 絶好の機会です。是非積極的に参加してください。

昨年度は、福岡大学附属大濠高校の交流会に参加しました。

(4) 留学生研修旅行

この研修旅行は、留学生の相互の親睦をはかるとともに日本の文化、歴史を学ぶことを目的として年1回(10月)実施している日帰りバス旅行です。ボランティアとして日本人学生も参加するため、留学生と日本人学生が交流を深める機会にもなっています。これまでの研修先は、熊本、大分、北九州、長崎などです。







城島高原パーク (大分県)

9. 福岡大学外国人留学生会(愛好会)について

外国人留学生会は、本学の学部および大学院に在籍する外国人留学生が会員となり、会員相互の 親睦と友好を深め、協力して勉強に精進し、さらに国際親善に寄与することを目的として設立され た団体(愛好会)です。食文化交流会や大学祭への参加など、学内外で活発に活動しています。

福岡大学留学生会会則

第一章 総則

第一条(名称) 本会は福岡大学留学生会と称する。

第二条 (所在地) 本会は事務所を福岡大学内に置く。(愛好会館 224 号室)

第三条(目的) 本会は平和、愛及び友情をその信条とし、福岡大学に在学する留学生の

- 1. 勉学上並びに生活上の便宜を図る。
- 2. 留学生相互並びに福岡県民との交流により相互理解と親睦を深める。
- 3. 国際的知識視野を広げる。

第四条(事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 福岡留学生会の行事の参加。
- 2. 他のサークル等との交流。
- 3. 新入生の歓迎会。
- 4. 懇談会並びに討論会。
- 5. その他の目的達成に必要な事業。

第五条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1. 会 員 福岡大学に在学もしくは、福岡大学に研究中の外国人は、 本人の希望により本会の活動に参加することができる。 しかし誰も本会の活動に参加することは強制されない。
- 2. 名誉会員 学業を終了した福岡在住の会員は名誉会員となる。ただし 名誉会員には投票権は与えられない。

第六条(役員) 本会は次の役員を置く。

- 1. 会 長1名 会を代表し会の運営を統括する。
- 2. 副会長5名 ・学術文化交流を担当する。

- ・対外交渉を担当する。
- ・対外交渉及びスポーツ等交流行事を担当する。
- ・会の行事と計画を担当する。
- ・対外交渉を担当する。
- 3. 会 計 会の会計を担当し出納整理を行う。
- 4. 幹 事 会の一般事務及び他の役員の属しない事務を行う。
- 5. 書 記 会員の間の連絡及び会議を記録する。
- 6. 企 画 会の行事を計画実行する。
- 7. 渉 外 対外交渉を担当する。
- 8. 世話役 若干名 日本人で会の対外接渉を補佐する。

第七条 会長は総会において会員の互選により選任し、役員は会長が選任する。会 (役員の選任) 長の任期は毎年4月1日より、翌年3月31日までの1年とし補充による

役員の任期は前任期者の残存期間とする。第六条の8も任期は1年とする。

第八条 原則として、第七条で定めた役員で、会運営に経験と情熱をもつものとす (会長立候補資格) る。但し資格外の者でも会運営に熱意ある者は、役員協議会によってその

資格を与えることができる。

第九条 会長の改選は毎年12月までの総会によって行う。会長の立候補は総会の

(役員改選の時期) 2週間前とする。

第十条(会費) 会員の会費は100円とする。

第十一条(総会) 本会は毎年12月に定期総会を開くほか必要に応じ臨時総会を開くことが

できる。又役員の過半数の署名か又は会員の5分の1以上の署名で、総会の開催を要求された場合には会長は二週間以内に総会を開催しなければな

らない。総会の議事は出席者の過半数を以て決定する。

第十二条 本会の会計は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。本会の

(会計年度) 決算及び予算は役員協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

第十三条 本会会則の改正を必要とする場合は定期総会出席者の3分の2以上を以て

(会則改定) 決定する。

第十四条 本会の名誉を著しく傷つける行為のあった者に対し役員協議会の決議によ

り退会を命ずることができる。

第二章 附則

- 1. 本会は政治的、宗教的活動には一切関係しない。
- 2. 本会則は1995年4月1日から施行する。

10. 福岡大学国際交流学生ボランティア(FIT)募集について

国際センターでは、協定校から日本語・日本文化を学ぶ研修生や交換留学生を受け入れ、さまざまなプログラムを提供しています。また、学生ボランティアが本学に在籍している留学生に対して、 勉学・生活面でのサポートをおこなっています。

例をあげると、留学生が受講する日本語授業でのアシスタント、入学時に日本語が不慣れのうえ 複雑でわかりにくい科目登録などの手続きを援助するチューター、言葉や生活習慣の違いで戸惑う ことの多い留学生活でのアドバイザー、日本でのホームステイを希望する学生を受け入れてくれる ホストファミリーなどです。

国際センターでは、国際交流プログラムで受け入れる留学生を支援するボランティア学生を募集 しています。大学生活の中で、国際交流活動を希望する学部留学生の皆さんからの参加もお待ちし ています。

FITへの加入申し込みは、国際センター事務室で随時受け付けます。

○福岡大学国際交流学生ボランティア(FIT)年間活動予定

4月 ・新入学部留学生の科目登録アドバイス

5月 · 交換留学生太宰府見学引率※

6月 ・交換留学生ホストファミリー (中国・韓国・台湾)

9月 ・交換留学生受入れ(欧米、中国、韓国)

科目登録アドバイス

キャンパス案内

来日直後の生活準備

市内見学案内

10月 · 交換留学生相撲観戦引率

·留学生研修旅行引率、見学先案内

12月 ・交換留学生ホストファミリー (欧米・中国・韓国)

3月 ・交換留学生受入れ(中国、韓国、台湾)

科目登録アドバイス

キャンパス案内

来日直後の生活準備

市内見学案内

随時 留学生のための日本語クラス等 授業アシスタント

※新型コロナウイルス感染症の影響等のやむを得ない事情で変更・中止に なることがあります。

11. その他

(1) 関係事務室・事務窓口案内

ここでは皆さんと関係の深い事務の窓口について案内します。

①教務一課(文系センター低層棟)

学生の休学、復学、退学、氏名の変更、転部・転科、再入学などの学籍に関することを取り扱っています。休学や退学をする場合は、まず、所属学部の事務部署に相談してください。 その後、教務一課の窓口で、届出書類をお渡しします。

②所属学部の事務部署

履修登録・授業・試験・成績などを取り扱う、皆さんと関係が深い事務室(課)です。各学部の教育課程、授業時間割、授業、履修登録、単位、試験、成績に関することはもちろんのこと、修学上の不明な点、休学・退学を含め相談したいことがあれば所属学部の事務部署の窓口に申し出てください。

③学生課(学生部事務室棟)

皆さんの学生生活の全般的なこと、福利厚生面および経済的な諸問題について相談に応じるところです。また、本学が教育の一環として推奨する課外教育活動の指導、助言にあたります。主に、学生の賞罰、課外教育活動諸施設の管理運営、学生が開催する諸行事等の指導、学生生活実態調査、ヒューマンディベロップメントセンター(学生相談室)、障がい学生支援、学生証の発行、通学証明書および学割証の発行、奨学金、学生少額緊急貸付、寮・下宿(食事付)・間貸・アパート等、アルバイトの斡旋、ボランティア活動、学生健康保険互助組合、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険、食堂、書籍売場、売店、旅行コーナー、写真撮影スタジオ、拾得物、遺失物に関する業務を取り扱います。

④キャリアセンター:就職・進路支援部門(1号館1階)

就職など進路全般に関することについて相談に応じます。主に、学生の進路・就職についての相談および就職支援、求人先の開拓・連絡・折衝および就職斡旋、就職支援行事の企画および実施、インターンシップ、就職サポートブック・就職活動体験記等の就職資料の作成、卒業生の就職支援、就職後の雇用状況調査・その他就職統計調査に関する業務を取り扱います。

⑤キャリアセンター:エクステンション講座部門(学生課裏側)

各種講座を開講し、皆さんの正課教育の補強・補完およびキャリアアップをサポートします。 主に、各種スキルアップ講座、資格試験対策講座、公務員・教員採用試験対策講座、キャリア支援講座等に関する業務を取り扱います。

⑥健康管理センター事務室(本館北側)

皆さんが学生生活をより快適に過ごすためにその手助けをするところです。主に、健康相談、定期健康診断、健康診断証明書の発行、簡単な怪我の応急処置、救急患者の病院紹介、風邪、胃病等の投薬に関する業務を取り扱います。

⑦会計課(本館1階)

授業料その他諸納入金等の収納や、各種支払に関する業務のうち、主に、学費等の徴収、 受講料等の徴収に関する業務を取り扱います。

事務窓口案内

① 各種証明書の発行・諸届・諸願の事務窓口

	こんな時は	I	取り扱い窓	ĶΠ
各種証明書の 発 行	在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書等 が必要なとき〔注〕	所属教	写学部の事 務 一	務部署 課
	学生証の紛失や破損したとき			
	通学定期券を購入したいとき〔注〕	学	生	課
	学割を利用して帰省や旅行をしたいとき〔注〕			
	健康診断証明書が必要なとき〔注〕	健身	東管理セン 務	/ター 室
	学費の納入などについて	会	計	課
	氏名が変わったとき	教	務一	課
=* = = * &	休学、退学をするとき	所属教	学部の事 務 一	務部署 課
諸届・諸願	復学、再入学、転部・転科をするとき	教	務一	課
	1週間以上欠席するとき	ぶ見労力の事数が累		
	再試験を受験したいとき	- 所属学部の事務部署 -		労 部者
	追試験を受験したいとき	学	生	課

- 〔注〕次の場所に設置した証明書自動発行機より出力できます。
 - ・文系センター棟1階高層棟「プラザ50」
 - ・学生部事務室棟1階 学生課ロビー
 - ・2号館1階 商学部事務室前エントランス
 - · 9 号館 1 階 理学部事務室内
 - ・11号館1階 工学部事務室前ロビー
 - · 医学部研究棟本館 1 階 医学部事務課内
 - ・16号館1階 薬学部事務室前ロビー
 - ・第二記念会堂3階 スポーツ科学部事務室内

※証明書自動発行機は、各種証明書等発行申込書および証紙の発行も取り扱います。

- ※証明書自動発行機の利用時間は、設置する課(室)の窓口事務取扱時間内となります。 かませいがり ボストング 株 1 階 「プラザ 50 | どのいてけ ケベ 10 時まで
 - ります。ただし、文系センター棟1階「プラザ50」については、午後10時まで、
 - 2号館1階商学部事務室前エントランスは、午後9時20分まで利用できます。

② 窓口事務時間

	商学部第二部を除く学部	キャリアセンター
平日	8:50~16:50	8:50~17:50

③ 事務休業日

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する日
- ·盆 休 業 8月11日(金)~21日(月)
- ・年末年始休業 12月27日 (水) ~1月4日 (木) ※日程は変更になることがありますので、FUポータル等で確認をしてください。

(2) 授業時間割・休講および補講・出席の確認・教室の表示等

時間割

① 授業時間表(90分間)

●**全学部**(商学部第二部を除く)

1時限	9:00~10:30
2時限	10:40~12:10
3時限	13:00~14:30
4時限	14:40~16:10
5時限	16:20~17:50
6時限	18:00~19:30

② 試験時間表(60分間)

●全学部

1時限	9:30~10:30
2時限	10:50~11:50
3時限	12:30~13:30
4時限	13:50~14:50
5時限	15:10~16:10
6時限	16:30~17:30

交通機関の大きな乱れや台風・積雪等による授業の取り扱い

休講あるいは授業時間の変更等がある場合は、掲示板や公式Webサイト・FUポータル(休講・補講情報)でお知らせします。

休講および補講

授業が休講となる場合、電子掲示板(プラザ50に設置)に掲示するとともに、FUポータルを通じて皆さんへお知らせします。なお、休講の掲示が出ていないにもかかわらず授業がはじまらない場合は、学部事務室窓口まで申し出てください。

また、休講に伴い補講を実施する場合も電子掲示板に掲示するとともに、FUポータルを通じて皆さんへお知らせしますので、日時・教室等を確認してください。補講は原則として補講日の一週間前にお知らせします。

休講・補講情報は、電子掲示板やFUポータルシステムの他に「携帯電話」でも情報提供を行いますので利用してください。詳細は学修ガイド「Web 履修登録の手引」を参照してください。

携帯 Web サイトアドレス (http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/i/)

出席の確認

学生証を使い、センサーを設置した教室等で皆さんの授業の出席状況を記録します。

この出席管理システムは、学生の皆さんが自ら生活管理を行い、着実に修学を進めていくためのものです。必ずしも成績評価に利用することを目的としたものではありませんが、先生によってはこの情報を成績評価に利用されることもあります。また、皆さんの修学や生活指導のデータとして活用します。

学部留学生の皆さんは出入国在留管理局からの問合せや授業料減免申請及び奨学金申請のデータとしても活用しますので必ず授業の開始時刻までに、教室内のセンサーに学生証をかざしてください。

【注意点】

- ・授業開始時刻の10分前~授業開始時刻まで→「出席」と記録されます。 (1時限目および3時限目は授業開始の20分前~授業開始時刻まで)
- ・授業開始時刻以降→5分刻みで、開始時刻からの経過時間が記録されます。

教室の表示等

教室割教室表示

- ●授業の時間割は、開講日までにFUポータルのカテゴリ「授業関連」にある「Web 履修登録」の「時間割表(教室割)照会」でお知らせします。なお、休講・補講 情報と同様に、携帯Webサイトでも授業教室割をお知らせします。<u>必ず事前に</u>確認して登学してください。
- ●理系学部の教室変更・未定分については学部の掲示板に掲示します。
- ●教室は、A棟・1号館から18号館までと、文系センター低層棟・医学部看護学 科棟、人文学部教育・臨床心理学科棟にあります。

(A棟・1~18号館の教室表示)

例

○例外的な教室表示

A棟地下1階 …… (AB01、AB02)

2号館地下1階 …… (2B1)

(情報処理教育の教室(文系センター低層棟3階))

文系センター棟PC教室A~G

※教室等の配置については、FUポータルに掲載します。

(3) 令和5年度 学部留学生の外国語科目時間割

	月曜	火曜	水 曜	木 曜	金曜
1 限		※日本語Ⅱ A留学生 (通年) (担当者)清水			日本語 I B 留学生①(通年) (担当者)川邊
2 限		日本語 I A 留学生①(通年) (担当者) 清水 ※インターミディエイト・イングリッシュ I 留学生 (前期) (担当) 高木 ※インターミディエイト・イングリッシュ II 留学生 (後期) (担当) 高橋		フレッシュマン・イングリッシュ 田留学生(前期) (担当者)新田 フレッシュマン・イングリッシュ W留学生(後期) (担当者) 奥田	 ※インターミディエイト・イングリッシュ 田留学生(前期) (担当)後藤 ※インターミディエイト・イングリッシュ Ⅳ留学生(後期) (担当)毛利
3 限	フレッシュマン・イング リッシュ I 留学生(前期) (担当者) 武内 フレッシュマン・イング リッシュ II 留学生(後期) (担当者) 今川	日本語 I A留学生② (通年) (担当者)清水			
4 限					※日本語ⅡB留学生(通年) (担当者)清水
5 限			日本語 I B留学生②(通年) (担当者)川邊		

※印は2年次生以上の科目で、1年次生は登録することができません。

注意

- ① 英語は、学部留学生のための特別クラスを設けています。曜日と時間を指定していますので、登録してください。
 - 時間割の関係で、留学生特別クラスではとれないことがありますので、その場合は、国際センター 事務室へ申し出てください。
- ② 日本語 I A・日本語 I Bは、第二外国語の単位となります。留学生のために設けていますので、 優先して登録してください。
 - 時間割の関係で、日本語IA、日本語IBがとれないことがあります。

ますますグローバル化する社会において、企業は生き残りをかけて優秀な人材を求めています。このような中、企業の留学生に対する評価や期待は高まるばかりで、本学の学部留学生の中にもJR九州旅客鉄道、ローソン、イオンなどの大企業に就職した優秀な者が少なくありません。これらの学生のすべてに言えることは、日本語の学習を2年次になっても続け、高い日本語能力を備えていたということです。普段の日常生活での日本語には困らなくても、社会問題や興味のあることについて詳しく説明したりすることは大変難しいものです。このようなことができるようになるには、専門家に集中的に学ぶ必要があります。福岡大学では、留学生のための「日本語 I A、I B」に加え、ハイレベルな日本語を学ぶ「日本語 II A、II B」を開設しています。「日本語 II 」を学ぶことで、日本社会や日本人の価値観などについての理解を深めるとともに日本語力を高めることができます。

(4) 外国人相談窓口

時

◎「外国人のための人権相談所」(福岡法務局)

この相談は弁護士資格を持つ人権擁護員が対応します。相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

時 間:毎月第2土曜日、午後1時から午後4時まで(予約不要)

場 所:福岡市中央区天神1丁目1-1

アクロス福岡3階 こくさいひろば

電話番号:(092)725-9200

相談内容:差別、いじめ等外国人の人権問題について

対応言語:日本語、英語(それ以外の言語で相談したい方は通訳ができる方に同行しても

らってください。)

◎「福岡県外国人相談センター(通称:Fukuoka MAIC)」(福岡県国際交流センター)

間:午前10時から午後7時まで(12月29日~1月3日を除く)

場 所:福岡市中央区天神1丁目1-1 アクロス福岡3階

(公財) 福岡県国際交流センター こくさいひろば入口

電話番号: 0120-279-906 (無料)

メールアドレス: fukuoka-maic@kokusaihiroba.or.jp

相談内容:雇用・労働、住居、子どもの教育など生活での困りごと、在留・法律相談など様々

な相談の窓口

対応言語:日本語を含め22言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール

語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメー

ン人間、ドイノ間、イタリノ間、ロンノ間、マレー間、ミヤンマー間、クス

ル語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語)

(5) 諸注意

犯罪組織からの甘い誘惑に注意!

最近、インターネットやチラシ、知人などから「簡単にお金を稼げるアルバイト」と勧誘され、安易な気持ちで引き受けた多数の留学生が、警察に逮捕・検挙されています。このアルバイトとは、「他人のクレジットカードを使って、ネットショップで電化製品などを購入する」「宅急便で届いた品物を、受取人になりすまして、受け取る」「他人のキャッシュカードで現金を下ろす」といったものですが、これらの行為は、全て犯罪行為であり、日本国の法律に基づき厳しく処罰されます。留学生の皆さんは、甘い誘いには絶対に応じないでください。また、このようなアルバイトに誘われた場合は、直ちに、最寄りの警察(110番)へ通報してください。

- <各種犯罪に巻き込まれないために>
 - ○携帯電話、銀行の通帳やキャッシュカードを人に絶対に売らない。
 - ○人のために携帯電話や銀行の口座を絶対に契約しない。
 - ○在留カード(または外国人登録証明書)を他人に絶対に貸さない。

自動車やバイクの運転について

最近、学生の交通事故が増加しています。通学はできるだけ公共交通機関を利用してください。やむを得ず自動車やバイクを使用する人は、日本の交通ルールをよく理解するように心がけてください。また、事故を起こした場合は、賠償額はかなり多額になることがありますので、任意保険に必ず加入し、運転には十分気をつけ、安全運転を心がけてください。

なお、自動車の本学駐車場利用は許可制になっています。利用申請方法等については、学生 課で掲示及びポータルにてお知らせしますので確認・申請してください。

消費生活トラブルに注意しましょう!

不当請求やインターネット、クレジットカードなどのトラブルに関する相談は、年々増加する傾向にあります。相手の言っていることが良く分からないのに、安易に「はい」「そうです」などと返事をしたり、書面にサインや印鑑を押したりしてはいけません。特に、留学生のみなさんは細心の注意が必要です。また、トラブルに巻き込まれてしまったら、大学や公的機関の相談窓口・消費生活センターなどへ相談してください。

陥りやすい消費者トラブル事例

① 迷惑メールがきっかけの不当請求

パソコンや携帯電話へ届いたいろいろなサイトの広告メールにうっかり接続してしまい、利用料金の請求がきたとしても、サービスを利用(契約)しようとして接続したわけでなければ支払いの義務はありませんので無視して構いません。事業者からのメールに返信し、個人情報(名前、電話番号など)を教えると、大きな被害につながることがあります。身に覚えのないメールのURLには絶対に返信しないこと。もし、脅迫されたら、警察へ届けましょう。

② 多重債務

クレジットカードでのショッピングやキャッシング、消費者金融等からの借り入れなどが多額となり返済が困難になった人を多重債務者といいます。無計画で安易にクレジットを利用したり安易に消費者金融等から借り入れしてはいけません。また、カードの盗難やデータを盗んで偽造する犯罪が急増していますので、利用するときは目を離さない、人には貸さない等、カード利用の基本的ルールを守ることが肝心です。

③ マルチ商法

個人を商品等の販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入になると、知識を連鎖的に拡大する商法をマルチ商法といいます。悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するように話をもちかけてくることがあります。しかし、多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残り商品を自己負担できず借金だけが残ったり、友人を勧誘しマルチ商法に巻き込んでしまうため、友人との信頼関係を壊すことになりかねません。必ず儲かるという都合の良い話はありません。

④ オンラインショッピング・ネットオークション

インターネット取引では取引相手が見えないため、信頼できる売り主かどうかよく見極めましょう。多数の商品を扱う事業者には住所・氏名・電話番号などの表示義務がありますので、必ず確認してください。店頭価格よりも大幅に安いような場合も要注意です。

⑤ アフィリエイト

自分のブログ等に商品広告を掲載し、そのブログ等を通じて注文が行われると販売店から 成功報酬がもらえる仕組みをアフィリエイトといいます。インターネットで情報発信する際 には、正確な情報を記載しましょう。他人の権利を侵害したり、虚偽の説明をしたりすると、 法的な責任を問われる可能性もあります。

⑥ アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれました。○○を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに事務所などに誘い出すアポイントメントセールス。駅前や路上で呼び止めて、営業所などに連れていくキャッチセールス。どちらの商法も事務所や営業所などに連れていかれ、長時間にわたり勧誘され、商品やサービス等の購入契約を迫ってきます。タダ(無料)に釣られて、簡単についていかない、買うつもりのない商品の販売には毅然と断ることが肝心です。

⑦ デート商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それにつけ込んでアクセサリーなど高額な商品を 販売する商法です。出会いのきっかけが携帯電話のメル友や出会い系サイトの場合は要注意 です。

⑧ 資格商法

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法です。「結構です」「はいはい」といったイエスともノーともとれる曖昧な返事はトラブルのもとです。口約束でも契約は成立しますので、契約の意志がなければ、はっきり断りましょう。

9 訪問販売

自宅や職場へ販売員が突然訪問し、電話会社や消防署の職員を装ったり、無料点検と言って家にあがり込んだりして、商品の購入を長時間、執拗に勧める場合があります。簡単にドアを開けたりせず、服装(制服)やセールストーク(巧みな話術)に惑わされてはいけません。契約は慎重にしましょう。

⑩ 特定継続的役務提供

身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務(サービス)を提供する取引のことで、エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービスがこれにあたります。

契約期間が比較的長期にわたり、料金が高額で一括前払いのものが多く、サービスの内容 が違った、期待した効果が現れない、業者が倒産しサービスが受けられなくなる等のトラブ ルがあります。安易に契約しないこと、契約する場合はその締結の際に、<u>サービス内容や契</u>約期間、中途解約(退会)時の精算方法、対価の支払方法(クレジット等)等、契約内容について十分確認した上で、慎重に行うことが重要です。それまで受けたサービス代金と一定の損害賠償金を支払えば、理由を問わず中途解約が可能です。

クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて

8日間…電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールを含む)、訪問購入

20日間…連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)上記の期間内に、書面(ハガキ等)または電磁的記録で販売会社に通知します。クーリング・オフを書面で行う場合、簡易書留など記録が残る方法で送付し、電磁的記録で行う場合、メールやフォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

原則として、支払った代金は、全額返金されますが、クーリング・オフできない場合もあります。詳しくは下記消費生活相談窓口へご相談ください。<u>なお、通信販売はクーリング・</u>オフできません。

◎消費生活相談窓口

九州経済産業局消費者相談室

TEL 092-482-5458 ホームページ http://www.kyushu.meti.go.jp/

相談 日 月~金(祝日・年末年始を除く)

受付時間 9:30~12:00, 13:00~16:30

福岡市消費生活センター

TEL 092-781-0999 ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/shohiseikatsu/life/syouhiseikatusentauhoumupeiji/shohi.html

相談日 月~金(祝日を除く) 電話・来所相談 第2・4土曜日 電話相談のみ

受付時間 $9:00 \sim 17:00$ (第2・4土曜日は $10:00 \sim 16:00$)

◎特定商取引法ガイド(経済産業省)

法律の解釈、消費者トラブル事例、クーリング・オフの手続き方法、各地の消費生活相談 窓口の連絡先等分かり易く紹介しています。また、ビデオ・パンフレット・漫画もタイプ別 に紹介しています。

特定商取引法ガイド http://www.no-trouble.caa.go.jp/

◎多重債務相談窓口

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 福岡相談室 TEL 0570-031640

相談日 月~金(12月28日~1月4日、祝日を除く)

受付時間 10:00~12:40, 14:00~16:40

(6) 各学部の国際センター委員

留学生のみなさんに関わりが深い、国際センター委員の先生方です。

学修上の問題など、先生に相談を希望するときは、「学修ガイド」のオフィス・アワー欄を 参照してください。

なお、事前にコンタクトをとって相談の日時を決定してください。

2023年4月1日現在

学部		氏 名
人文	ゴツィック、マーレン	(ごつぃっく、まーれん)
法	東原正明	(ひがしはら まさあき)
経済	井 手 豊 也	(いで とよなり)
商	岡陽子	(おか ようこ)
理	佐藤拓	(さとう ひろし)
I	鈴 木 慎 也	(すずき しんや)
医	山本卓明	(やまもと たくあき)
薬	大 江 賢 治	(おおえ けんじ)
スポーツ科	森口哲史	(もりぐち てつし)

12. Q & A

Q(質問)…… 留学生

A (回答) …… 国際センター事務室

Q 福岡大学では、学費等納入金の納入時期はどうなっていますか。

A 授業料を含めた学費は下記のように2期による納入方法をとっています。指定の預金口座からの振替(口座引落し)となります。「口座振替のお知らせ」はがきを送付しますので、引落しの前日までに指定の口座へ準備をしてください。口座振替による納入ができない方には、振込依頼書を送付します。銀行あるいは郵便局の窓口で振込してください。

口座振替日(引落日) 第1期 5月29日 第2期 10月27日

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

学費等納入金の支払いが納入期限日までに困難な場合は、それぞれの納入期限より前に会計 課に相談してください。

Q 授業料減免はいつ、どういう方法で申し込んだらよいのでしょうか。

★ 在留資格「留学」を有する私費外国人留学生を対象とします。 4月に減免の申し込み方法について説明会を実施しますので、減免を希望する人は必ず出席 してください。

Q 奨学金の募集の時期は、どのようにして知ることができますか。

A 25ページに各種奨学金の募集時期等を掲載していますが、具体的な応募期間については、掲示とFUポータルでお知らせしますので、留学生の皆さんは、見落としのないよう常に気をつけてください。

Q 奨学金申請に応募するのですが、なかなか推薦してもらえません。 学内選考はどのような方法で決まっているのですか。

A 各種奨学金の応募条件はそれぞれ異なっています(応募条件等は26~30ページに掲載)。基本的には学業成績、人物ともに優秀な者となっていますので、学内選考においても各種奨学金の条件を選考基準とし、学業成績、経済状況、出席状況など総合的に審査を行い、公平かつ恒重に推薦者を決定します。

Q 引っ越したので、わたしの住所が変更になりました。どういう手続きが必要ですか。

A まず、区役所・町役場などで住所変更の手続きをしてください。変更後の在留カードは必ず 国際センター事務室に提示してください。

また、FUポータルのWebプロフィールに変更後の住所を登録してください。住所や電話番号に変更が生じた場合、その都度すぐに変更していないと、重要かつ緊急のお知らせができないことがあり、皆さんが不利益を被ることになります。

- Q 母国からの仕送りが少ないため、アルバイト収入で、学費や生活費を補っています。 アルバイトをする時間や業種に制限があるのでしょうか。
- A アルバイトは慎重に選ぶべきです。まず、風俗営業または風俗関連営業のアルバイトはもちろん、危険を伴うものや無理を強いるようなアルバイトは絶対に避けてください。〈14~16ページ参照〉。通常、一週につき28時間以内(学則に定める長期休業中は1日8時間以内)のアルバイトが許可されます〈15ページ参照〉。

いずれにしても、うまい話や高賃金のアルバイトには必ず落とし穴があるので、注意が必要です。法律にふれることになれば、国外退去という最悪の事態となり、福岡大学で勉強を続けることができなくなります。

勉学に支障を来さないような健全なアルバイトを心がけましょう。

資格外活動に違反すると、処罰の対象となることがあります〈14~15ページ参照〉。

Q 2週間ほど母国に一時帰国したいのですが、大学に届け出る必要がありますか。

A 期間の長短にかかわらず、一時帰国する場合、

「渡航届」に、一時帰国の理由、期間、連絡先等を記入し、出発前までに国際センター事務室 窓口に提出してください。

なお、日本に戻る予定の時期が変更になるなど、届け出内容に異動が生じたときは母国から 電話または電子メールでその旨連絡してください〈3ページ参照〉。また、予定どおり無事戻っ てきたときもすみやかに国際センター事務室に報告してください。

言うまでもなく、指導教員などにも同様の内容を伝えておく必要があります。

Q 日本国内で就職したいのですが、大学ではどのような対策をとられているか教えてください。

A キャリアセンターでは、学部留学生を対象に就職説明会および個人指導を実施していますので、相談してください。

2023 (令和5) 年度 学部留学生ガイドブック

2023年4月1日発行

編集・発行 福岡大学国際センター

〒 814-0180

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 電話:092-871-6631(代)

https://www.kokusai.fukuoka-u.ac.jp/

印 刷 有限会社 新幸印刷

